

# 第46回滋賀県障害者スポーツ大会実施要綱

## 1. 目的

障害者がスポーツを通じて体力の維持増強・機能の回復・残存能力の向上を図り、明朗快活で積極的な協調精神を養うことによって自立更生の実を挙げ、明るい生活の形成に寄与するとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深めることおよび第9回全国障害者スポーツ大会出場選手選考のための記録をとることを目的とする。

## 2. 名称

第46回滋賀県障害者スポーツ大会

## 3. 主催

滋賀県・大津市・彦根市・草津市・竜王町・愛荘町・滋賀県障害者スポーツ協会

## 4. 後援(予定)

滋賀県教育委員会・各市町(大津市、彦根市、草津市、竜王町および愛荘町を除く。) 財団法人滋賀県身体障害者福祉協会・社団法人滋賀県手をつなぐ育成会・滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会・滋賀県特別支援教育研究会・滋賀県高等学校教育研究会障害児教育研究部会・社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会・財団法人滋賀県体育協会・滋賀陸上競技協会・滋賀県水泳連盟・滋賀県アーチェリー協会・滋賀県卓球協会・滋賀県フライングディスク協会・滋賀県ボウリング連盟・日本赤十字社滋賀県支部

## 5. 日程

陸上競技	平成20年5月18日(日)	滋賀県立彦根総合運動場陸上競技場	【荒天時は中止】
フライングディスク競技	平成20年6月15日(日)	竜王町総合運動公園ドラゴンハット	
ボウリング競技	平成20年7月27日(日)	大津ボウル	
アーチェリー競技	平成20年8月31日(日)	滋賀県立アーチェリー場	【雨天の場合は愛荘町スポーツセンター】
水泳競技	平成20年9月14日(日)	滋賀県立彦根総合運動場スイミングセンター	
卓球競技	平成20年10月26日(日)	草津市立総合体育館	

## 6. 競技種目

競技種目は、別表1「第46回滋賀県障害者スポーツ大会競技種目および障害区分表」のとおりとする。なお、全国障害者スポーツ大会の競技種目および障害区分表とは一致しない。

## 7. 参加資格

- (1) 県内に在住し、身体障害者手帳を有する13歳以上の者、もしくは療育手帳を有するか、その取得の対象に準ずる障害のある13歳以上(いずれも平成20年4月1日現在)の者。
- (2) 前項に規定する者のうち、別表1「第46回滋賀県障害者スポーツ大会競技種目および障害区分表」の障害区分に該当する者。

## 8. 参加申し込み

- (1) 本大会に参加しようとする者は、別紙「第46回滋賀県障害者スポーツ大会参加申込書」により、提出期限内に所轄の市町へ申し込むものとする。
- (2) 陸上競技の出場種目数は1人1種目とする。(ぼうこうまたは直腸機能障害者以外の内部障害者は投てき競技より1人1種目)ただし、全国大会に出場を希望する者は、必ず2種目出場すること。(午前の競技から1種目、午後の競技から1種目選ぶこと。内部障害者のうち、ぼうこうまたは直腸機能障害者のみ全国大会に出場を希望することができる。)
- (3) フライングディスク競技は、アキュラシーから1種目とディスタンスから1種目の1人2種目とする。(どちらか1種目の出場も可。ただし、全国大会に出場を希望する者は必ず2種目出場すること。内部障害者のうち、ぼうこうまたは直腸機能障害者のみ全国大会に出場を希望することができる。)
- (4) ボウリング競技は、1人2ゲームとする。(貸靴代は個人負担)
- (5) アーチェリー競技は、リカーブ部門とコンパウンド部門に分けて行う。また、アーチェリー競技の30mに出場する者は、72射で210点以上の得点を獲得できる者とする。(アーチェリー競技については、初心者に参加できるように、10mについては講習会の後、競技を行なう。内部障害者のうち、ぼうこうまたは直腸機能障害者のみ全国大会に出場を希望することができる。)
- (6) 水泳競技の出場種目数は1人3種目までとする。(内部障害者については1人1種目)ただし、全国大会に出場を希望する者は、必ず2種目以上出場すること。
- (7) 卓球競技は、一般クラスと、全国大会出場希望クラス(全国大会出場希望者のみ)を実施する。(内部障害者については一般クラスで出場すること。)
- (8) ボウリング競技については知的障害者のみ、アーチェリー競技については身体障害者のみ(視覚障害者を除く。)を対象として実施する。
- (9) 全国大会に出場できる内部障害者は、ぼうこうまたは直腸機能障害者に限られる。

## 9. 参加選手の決定

各地域振興局および各福祉事務所を通じて提出された参加申込書に基づき、主催者において組合せを決定するものとする。

## 10. 競技規則

競技規則は、(財)日本障害者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」と本大会申し合わせ事項による。

## 11. 表彰

表彰は、個人表彰・地区表彰・優秀選手表彰とする。地区表彰については、陸上・卓球の表彰および6競技の総合成績によって総合順位を決定し表彰する。

## 12. その他

- (1) 大会には、主催者が一括して傷害保険に加入するが、事故等が発生した場合の応急処置を除き一切の責任は負わないので、参加に当たって必要な場合は、医師の診断を受けるなど自己の責任において健康と安全については十分留意すること。
- (2) 内部障害者については、必ず医師の診断書または保護者・家族等の承諾書を添付すること。
- (3) 各競技とも、身体障害者手帳を有する者は1部(39歳以下)と2部(40歳以上)に分け、療育手帳を有する者およびその取得に準ずる障害のある者については、少年(13歳以上20歳未満)、青年(20歳以上36歳未満)、壮年(36歳以上)に分けて競技するものとする。ただし、フライングディスク競技については、年齢区分・障害区分は設けないものとする。
- (4) 本大会は、第9回全国障害者スポーツ大会出場選手の選考会を兼ねるものとする。